

TTC DSL専門委員会スペクトル管理サブワーキンググループ

日付:2004年8月19日

提出元:パラダイン

題名:システム名称の取扱いについて (課題表C1.6)

第9回会合において池田リーダより「システム名称の取扱い(案)」(SMS-09-04)が提出された。本寄書はこれに対する弊社の意見を表明するものである。

TTC標準文書に知的所有権を含む登録商標等が記載されることへの懸念(以下登録商標等問題、と略記)が表明されていることは充分理解できる。池田リーダのご意見はこの点の解決を図られたものであり、その趣旨に反対するものではないが、池田リーダ寄書の4.1において、JJ100.01には標準システムだけを記載する、とあることについては異議がある。

JJ100.01に標準システムだけを記載することは、標準化されているシステムと弊社製品のような非標準システムを区別することにつながり、非標準システムの利用を抑制することにつながりかねない。非標準システムの多くは特殊な目的、弊社製品について言えば標準システムではサービスできない遠距離へのサービス、を目的としたものである。導入数は標準システムとくらべ圧倒的に少ないが他に代替手段があまりないようなものであり、標準システムを補完するものである。また特殊、少量生産のものであるため標準化することにメリットは少なく、標準化のためのコスト負担や知的所有権の問題などデメリットのほうが大きい。このような非標準システムの利用を抑制しかねないやりかたには反対である。

登録商標等問題の解決のため、弊社は、池田リーダによる「TTC理事会寄書」(spec-mn-swg258に添付)にも述べられている、「機械的な符号記号」を使用することを提案する。以下は弊社にの提案である。

- 1 .
スペクトル管理ではPSDを用いて管理しているので、PSDによる分類を行い、PSD毎にスペクトル管理を行う。
- 2 .
全体を通番としたのではわかりにくいので適切にグループ分けし、グループにわかりやすい記号をつけ、グループ内では通番を用いる。
- 3 .
「JJ100.01」にはPSD毎のスペクトル適合性を記載し、「スペクトル適合性確認結果報告書」には、各PSD毎に該当する具体的なシステム名称を添付する。

弊社ReachDSLについては、具体的に以下のように提案する。

- 上り・下りとも低周波数域（概ね256kHz以下）のみを使用するシステムを一つのグループとし、「LF-DSL」という記号で表記する。
- 「LF-DSL」グループに以下のPSDを含める。

名称	スペクトル適合性確認結果報告書での番号	該当する製品名
LF-DSL1.1	A.16	ReachDSL V 2 (10dBm)
LF-DSL1.2	A.29	ReachDSL V 2 (12dBm)
LF-DSL1.3	A.30 (1)	ReachDSL V 2.2 (69kシンボル/秒)
LF-DSL2.1	A.30 (2)	ReachDSL V 2.2 (92kシンボル/秒)
LF-DSL3.1	A.30 (3)	ReachDSL V 2.2 (138kシンボル/秒)

- 弊社CAP方式ADSL（スペクトル適合性確認結果報告書A.18）についてはPSD上はG.992.1FDMのPSDに含まれるので特に分類しなくともよいかと思うがいかがであろうか？分類する必要があるれば、シングルスペクトラムFDMのADSLのグループに含めていただければよい。（そのグループ内での番号を適宜割り当てていただく）